

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	88 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	87 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から同年11月まで

私は、平成8年3月22日に大学の卒業式を済ませた翌日頃に就職のためA県内に引っ越しし、その2日か3日後にB市役所に行き、住所変更の手続を行った。その際、窓口の担当者に、「国民年金は強制加入だから大学生であった20歳からの期間分も納付して下さい。」と言われた。その後、督促の様な文書が送付されて来たので、4月始め頃に加入手続を行い、平成8年5月分の給与が支給された後、その時点で納付できる最大限に遡った時期(平成6年4月分)の保険料から毎月過年度納付した。そのことは、母親にも大学時の分を納付することについての経緯等を電話で話したことがある。

しかし、ねんきん定期便では、納付記録が平成6年12月から納付済みとされているが、加入手続を行った際、納付可能な期間は全て納付したと思うので申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月間と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年4月頃にB市役所で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間は国民年金保険料を過年度納付できる期間であり、「平成8年4月始め頃にB市役所で国民年金の加入手続を行い、同年5月分の給与をもらった際、その時点で納付できる最大限遡れる月の保険料から毎月納付した。」とする申立人の主張に不自然さは見られない。

さらに、申立人の母親は、「平成8年4月初め頃に娘から、『厚生年金

保険料も控除され、二重できついで5月から国民年金保険料も毎月納付することにした。』と電話があった。」と証言しており、申立内容とも符合する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 宮崎厚生年金 事案 731～815（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（〈標準賞与額〉（別添一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成17年12月2日

申立期間において、事業主であるA事業所より支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、申立期間の標準賞与額に係る記録が無い。申立期間について標準賞与額に係る記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所が保有していた平成17年2回目賞与勤怠支給控除一覧表及び事業主の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（〈標準賞与額〉（別添一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していない。」と認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件 85 件（別添一覧表参照）

別添一覧表 【厚生年金あっせん一覧表】（宮崎）

事案番号	氏名	生年月日	申立期間（納付記録の訂正が必要な期間）及び標準賞与額
			平成17年12月2日
			標準賞与額
731	女	昭和31年生	35万8,000円
732	男	昭和46年生	32万6,000円
733	女	昭和21年生	35万4,000円
734	女	昭和45年生	107万6,000円
735	女	昭和27年生	50万円
736	女	昭和35年生	27万9,000円
737	女	昭和52年生	25万円
738	女	昭和12年生	15万円
739	女	昭和36年生	7万5,000円
740	女	昭和34年生	6万2,000円
741	女	昭和35年生	9万1,000円
742	女	昭和33年生	5,000円
743	女	昭和40年生	29万2,000円
744	女	昭和37年生	26万1,000円
745	女	昭和52年生	21万2,000円
746	女	昭和14年生	19万3,000円
747	女	昭和46年生	3万4,000円
748	女	昭和21年生	28万9,000円
749	男	昭和50年生	29万4,000円
750	女（死亡）	昭和46年生	25万円
751	女	昭和43年生	24万7,000円
752	女	昭和19年生	18万8,000円
753	女	昭和12年生	7万2,000円
754	女	昭和45年生	4万1,000円
755	女	昭和31年生	29万8,000円
756	女	昭和18年生	19万7,000円
757	女	昭和52年生	28万円
758	男	昭和51年生	29万4,000円
759	女	昭和55年生	25万7,000円
760	女	昭和58年生	27万1,000円
761	女	昭和37年生	30万7,000円
762	男	昭和56年生	16万3,000円
763	女	昭和16年生	10万円
764	女	昭和37年生	9万9,000円
765	女	昭和23年生	35万3,000円
766	女	昭和28年生	23万2,000円
767	女	昭和39年生	50万円
768	女	昭和45年生	7万2,000円
769	女	昭和58年生	4万1,000円
770	女	昭和23年生	37万7,000円
771	男	昭和28年生	39万4,000円

事案番号	氏名	生年月日	申立期間（納付記録の訂正が必要な期間）及び標準賞与額
			平成17年12月2日
			標準賞与額
772	女	昭和55年生	24万8,000円
773	男	昭和49年生	38万3,000円
774	男	昭和53年生	34万円
775	女	昭和39年生	7万4,000円
776	女	昭和53年生	4万円
777	男	昭和56年生	24万2,000円
778	女	昭和48年生	26万8,000円
779	女	昭和38年生	22万3,000円
780	女	昭和59年生	19万5,000円
781	男	昭和36年生	23万9,000円
782	女	昭和54年生	13万7,000円
783	男	昭和56年生	13万7,000円
784	女	昭和37年生	3万7,000円
785	女	昭和30年生	23万9,000円
786	女	昭和30年生	28万6,000円
787	女	昭和57年生	23万2,000円
788	女	昭和16年生	15万円
789	女	昭和15年生	11万円
790	女	昭和11年生	11万円
791	女	昭和15年生	7万5,000円
792	女	昭和11年生	7万5,000円
793	女	昭和18年生	5万9,000円
794	女	昭和22年生	11万円
795	女	昭和19年生	6万8,000円
796	女	昭和15年生	7万5,000円
797	女	昭和22年生	11万円
798	女	昭和14年生	7万1,000円
799	女	昭和20年生	7万5,000円
800	女	昭和19年生	7万5,000円
801	女	昭和27年生	7万5,000円
802	女	昭和25年生	13万8,000円
803	女	昭和24年生	11万円
804	女	昭和26年生	7万円
805	女	昭和32年生	6万4,000円
806	男	昭和57年生	6万6,000円
807	女	昭和30年生	9,000円
808	女	昭和15年生	11万円
809	女	昭和46年生	22万9,000円
810	女	昭和36年生	20万6,000円
811	女	昭和58年生	13万円
812	男	昭和21年生	38万1,000円
813	女	昭和48年生	18万円
814	女	昭和56年生	12万2,000円
815	女	昭和42年生	7万4,000円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和22年3月20日に訂正するとともに、A社C支店における資格取得日に係る記録を同年3月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を540円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月10日から同年4月1日まで

私は、昭和20年1月10日から23年3月31日までA社で継続して勤務していた。

しかしながら、年金事務所の記録では、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。当該期間は、A社B支店から同社C支店へ転勤した時期であったが、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった社員名簿などから判断すると、申立人は、昭和20年1月10日から23年3月31日までの期間において、A社に継続して勤務し(昭和22年3月20日にA社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和22年4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、540円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、A社C支店では当時の関係資料が無く不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を昭和39年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月16日から同年6月10日まで

私は、昭和38年6月10日にA事業所本店へ入社した後、同事業所B支店へ転勤し、その後同事業所C支店へ転勤した後、40年12月31日まで継続して勤務した。しかし、年金事務所の記録では、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。私は途中一度も退職した覚えは無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された在籍証明書及び辞令原簿の記録から判断すると、申立人が昭和38年6月10日から40年12月31日までの期間において同事業所に継続して勤務し（昭和39年5月16日にA事業所本店から同事業所B支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B支店に係る昭和39年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、A事業所では当時の関係書類が無く不明としており、このほかにこれを確認できる関係資料は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 18 日から 40 年 1 月 30 日まで  
私は年金受給の手続の際、申立期間については脱退手当金が支給されたこととされていることを初めて知った。  
脱退手当金のことは全く知らず、請求及び受給した記憶が無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には「脱 ○○」と押印されていることから、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 40 年 4 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。